

件 名	4 陳情第 1 号 「瑞穂町憲法条例」の制定を求める件
第 1 陳情の趣旨	瑞穂町において、(仮称)「瑞穂町憲法条例」の制定を求める。
第 2 陳情の原因	近年、全国の自治体において、議会基本条例や自治基本条例等が相次いで制定され、雨後の竹の子の如き様相である。 議会基本条例は瑞穂町においても制定されており、全国では、合計 8 8 8 自治体 (49.7%) (2019 年 04 月 01 日現在) [2020 年 07 月 01 日更新] である。 自治基本条例は、全国の自治基本条例一覧 (更新日:2021 年 4 月 1 日) によれば 3 9 7 自治体で 3 割弱。名称は「自治」、「まちづくり」等多様である。 この中で共通しているのは「住民等が権利を有する」旨の規定があることと「その権利を保障する責務を自治体が負う」旨の規定があるということであり「自治体が義務を負う」旨の規定がないということである。 「瑞穂町議会基本条例」には「権利」という文言も「義務」という文言もない。
第 3 陳情の理由	本来条例は、次の憲法第 9 4 条 (条例制定権) に由来し、地方自治法第 1 4 条に「条例によらなければならない」と規定されているものであり、有権者と本市の契約であるから「権利者」と「義務者」の規定がなければ無効である。同法第 1 4 条の「よら」は「拠ら」であり、「拠」するためには「定め」が必要である。すなわち「改正前の「定めなければならない」と意味は同じである。 【憲法第 9 4 条 (条例制定権) 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。】 【地方自治法第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】 この「範囲内」を「1 0 0 ～ 0」とすれば、アメリカ合衆国憲法修正第 1 条が「禁止」している「縮減解釈」を可能とすることになる。日本国憲法も文理解釈すれば「国無答責」となる。議会に対し憲法を暮らしに活かす「解釈」(地方自治法第 1 条)として「町有答責」の (仮称)「瑞穂町憲法条例」の制定を求める。

※原文のまま掲載しています。